**別紙2**

**変更届の添付資料等**

1. 認定薬局開設者の氏名（認定薬局開設者が法人であるときは薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む）及び住所の変更の場合

（認定薬局開設者が個人の場合）  
戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書

（認定薬局開設者が法人の場合）

登記事項証明書又は履歴事項証明書※

※変更が確認できる書類

1. 新たに役員となった者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
2. （医薬品医療機器等法第６条の３第２項第２号に規定する専門性の認定を受けた薬剤師の氏名を変更した場合）

・認定薬局開設者と使用関係を証する書類

（※専門性の認定を受けた薬剤師が認定薬局開設者である場合を除く）

・医薬品医療機器等法施行規則第10条の3第６項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体から認定を受けたことを証する書類の写し

1. （住居表示に関する法律に基づき、地名番地等に表示変更が生じた場合）

・区市町村が発行する住居表示変更証明書の原本又は写し（本証）